本則に次の一条を加える。

（法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶及び基準）

第十三条　法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定める小型船舶とする。

一　機関長を乗船させる必要がある小型船舶　帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するもの

二　通信長を乗船させる必要がある小型船舶　次のイ又はロに掲げる小型船舶

イ　別表第一の配乗表の適用に関する通則3に規定する無線電信設備を有する小型船舶（ロに掲げる小型船舶を除く。）

ロ　別表第一の配乗表の適用に関する通則4に規定する無線電信等を有する小型船舶であつて旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。別表第一において同じ。）に該当するもののうち、次のいずれにも該当しないもの

(1)　国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。次項第二号イの表及び別表第一において同じ。）に従事しない小型船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの

(2)　次項第二号ロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免状を受有している者が、小型船舶操縦者又は機関長として乗船する小型船舶

2　法第二十三条の三十九第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる小型船舶　六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に機関長として乗船させること。

二　前項第二号に掲げる小型船舶　次のイ又はロに掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれイ若しくはロに定める資格又はこれらより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に通信長として乗船させること。

イ　前項第二号イに掲げる小型船舶　次の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

小型船舶			資格
漁船以外の小型船舶	国際航海に従事しないもの		二級海技士（通信）
	国際航海に従事するもの	沿海区域又は近海区域を航行区域とするもの	二級海技士（通信）
		遠洋区域を航行区域とするもの	一級海技士（通信）
漁船である小型船舶	電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下この表及び別表第一において同じ。）を取り扱わないもの		三級海技士（通信）
	電気通信業務を取り扱うもの		二級海技士（通信）

ロ　前項第二号ロに掲げる小型船舶　別表第一第五号㈠の表の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

別表第一中「（第五条」の下に「、第十三条」を加え、同表の配乗表の適用に関する通則2中「第三号の表㈠の表」を「第三号㈠の表」に改める。

別表第二中「第十条」を「第十二条」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十二号中「第二十三条の三十一」を「第二十三条の三十五」に改める。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第百十八条の四第四項の項中「第百十八条の四第四項」を「第百十八条の六第四項」に改める。

第二章　経過措置

第五条　海上運送法等の一部を改正する法律附則第三条第五項に規定する国土交通大臣の権限は、小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行うものとする。

附　則

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

省令

○防衛省令第十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十四日　防衛大臣　木原　稔

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十四万三千五百円 イ～ニ　［略］ 二　次に掲げる者　二十六万二千二百円 イ～ニ　［略］	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十三万三百円 イ～ニ　［同上］ 二　次に掲げる者　二十五万千三百円 イ～ニ　［同上］